

富山県新型インフルエンザ等対策行動計画について

- 新型コロナウイルス感染症の対応や関係法令の改正を踏まえ、R6.7に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が抜本的に改定
- 政府行動計画の改定を踏まえ「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定

新型インフルエンザ等対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
2. 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

目的を達成するため、県のコロナ対応及び政府行動計画の改定を踏まえた見直しを実施

県のコロナ対応を踏まえた見直し

「連携」と「備え」をキーワードに見直しを実施

1. 健康危機への対応強化

(1) 富山県新型インフルエンザ等対策本部の整理・見直し

- ・健康危機対策本部の機能強化
健康危機管理リーダーの配置
リエゾン活動の実施
- ・有識者会議や厚生センター所長・支所長会の位置づけ

(2) 関係機関との人事交流も含めた連携強化の検討

- ・富山県感染症対策連携協議会の構成員を中心に、関係機関との人事交流を検討
R7.4～富山大学から感染症専門医を受入れ、感染症対策・医療提供体制を連携して強化

(3) 医療機関配布用物資の計画的な備蓄

- ・国、県、医療機関による備蓄を確保
- ・県においては、国が示す備蓄水準に基づき計画的に備蓄

<国が示す備蓄水準>

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
1,117,600枚	86,700枚	206,500枚	112,600枚	3,992,400枚

2. 健康危機以外の危機への対応

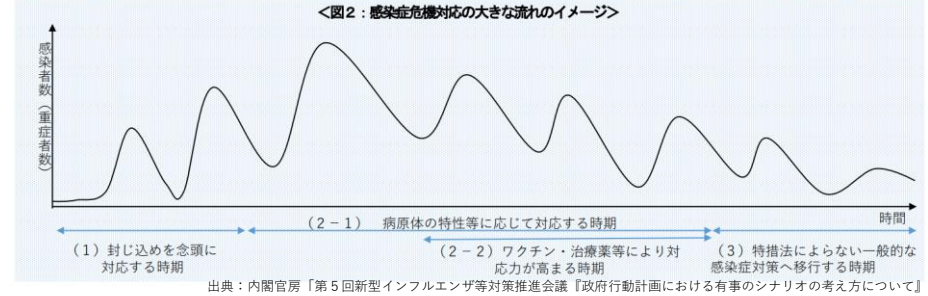
- ・コロナ対応の振り返りや政府行動計画、国ガイドラインを参考に各課の役割を点検
- ・行動制限、まん延防止措置については、国の方針や県内の感染動向、有識者会議の意見等を踏まえながら新型インフルエンザ等対策本部で決定

3. 業務継続計画の見直し

- ・新型インフルエンザ等発生時に行動計画を踏まえた対応を迅速に実施できるよう、人員配置を意識した点検を行う

政府行動計画の改定を踏まえた見直し

1. 過去に流行した呼吸器感染症を念頭に中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオ



2. 予防や準備など事前準備の「準備期」、発生後の対応のための「初動期」及び「対応期」に分けて構成

※初動期：新型インフルエンザ等が国内外で探知された時期
対応期：政府対策本部が設置された後の時期

3. 具体的な対策項目を13項目に分類

対策項目	主な内容
1. 実施体制	・国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、関係者間における情報共有や実践的な訓練、人事交流等の取り組みを進め、連携体制を強化する。 ・平時における準備をもとに、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。
2. 情報収集・分析	・衛生研究所を中心とした感染症インテリジェンス体制を整備し、平時から効率的かつ効果的な情報収集・分析を実施する。 ・感染症対策の判断に際し、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況を把握する。
3. サーベイランス	・関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランス実施体制を構築し、平時から効率的かつ効果的なサーベイランスを実施する。 ・発生時には有事の感染症サーベイランスを適切に実施し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション(新)	・平時から感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーションの整備等を実施する。 ・国やJHSが示す科学的知見に基づき、新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染症防止対策等を情報提供する。 ・可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等が適切に判断・行動できるようにする。
5. 水際対策(新)	・国内への新型インフルエンザ等病原体の侵入や感染スピードをできる限り遅らせるため、国が行う水際対策に協力する。
6. まん延防止	・適切な医療の提供と合わせてまん延防止策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供が可能な範囲に患者数を抑制する。
7. ワクチン(新)	・平時から予防接種の具体的な実施方法の検討等を着実に進め、有事においては円滑な接種を実施する。 ・ワクチンに関し、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、県民の理解を促進する。
8. 医療	・感染症医療及びその他の通常医療の双方の逼迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するため、平時から予防計画及び医療計画に基づく県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じ、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する。 ・有事には、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、県民の生命及び健康を守る。
9. 治療薬・治療法(新)	・抗インフルエンザ等の備蓄、治療薬・治療法の研究開発への協力等、平時から準備を進め、有事においては速やかに医療機関等への情報提供、流通管理等の取組を進める。
10. 検査(新)	・患者の早期発見、早期治療、流行実態の把握等のため、適切な検査を実施する。 ・必要な検査を円滑に実施するため、平時から準備を着実に進め、有事に検査体制を迅速に整備する。
11. 保健(新)	・地域の感染症状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、県民の生命及び健康を保護する。 ・有事には厚生センター・保健所や衛生研究所が中核となり感染症対応業務を実施する。 ・厚生センター・保健所や衛生研究所がその機能を果たすことできるよう、平時から体制を構築する。
12. 物資(新)	・平時の医療機関配布用物資の計画的な備蓄等により、医療機関をはじめとした必要な機関に有事の際に必要な感染症対策物資等が十分にいきわたる仕組みを形成する。
13. 県民生活及び県民経済の安定の確保	・新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを推奨する。 ・新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民は、自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町村は県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う。

